

3437号 2019年12月16日

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 池亀 寛

IFRS をめぐる動向 第119回 共通支配下の企業結合

(42頁)

## 1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）及びIFRS解釈指針委員会（IFRS IC）での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、共通支配下の企業結合に関する議論の状況を紹介します。

本稿では2019年10月末までのIASBにおける議論の内容が含まれていますが、IASBの討議の状況によっては、今後、この内容が変更される可能性がありますのでご注意ください。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

## 2. 「共通支配下の企業結合」プロジェクトの背景

IFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）では取得法（acquisition method）を適用して会計処理を行います。取得法では、取得企業は被取得企業の識別可能資産・負債を公正価値で測定します。ただし、共通支配下の企業結合についてはIFRS第3号の適用範囲から除外されています。ここで、共通支配下の企業結合とは、「すべての結合当事企業又は事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合」をいいます。共通支配下の企業結合については、他のIFRS基準にも明確な定めがないことから、企業は、有用な情報を提供する会計方針を自ら策定し適用することになります。会計方針の策定に当たっては、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用し、利用者の経済的意思決定のニーズに合致しているか、財務諸表に信頼性があるか等を企業は判断する必要があります。実務においては、IFRS第3号で規定している取得法を類推適用する場合や、各国の会計基準を参考にしたいわゆる簿価引継法（predecessor method）を適用し、移転元企業の財務諸表における譲渡対象事業の譲渡直前の帳簿価額を引き継ぐ場合があり、多様な実務が生じる可能性があります。

### 3. IASB におけるこれまでの議論

プロジェクトでは共通支配下の企業結合の取引に適用する測定アプローチとして、以下の2つが検討されてきました。

(1) IFRS 第3号に規定された取得法に基づく現在価値 (current value) アプローチ：受入企業は、取得した資産及び負債に取得時点の公正価値を反映する方法

(2) 簿価引継アプローチ：受入企業は、取得した資産及び負債に企業の従前の帳簿価値を反映する方法

当該プロジェクトは、図表1の受入企業 (receiving entity) の財務諸表の主要な利用者の情報ニーズに焦点を当てています。つまり、受入企業の親会社の会計処理を検討するものではありません。受入企業の財務諸表の主要な利用者の特徴について、以下のとおり説明されています。

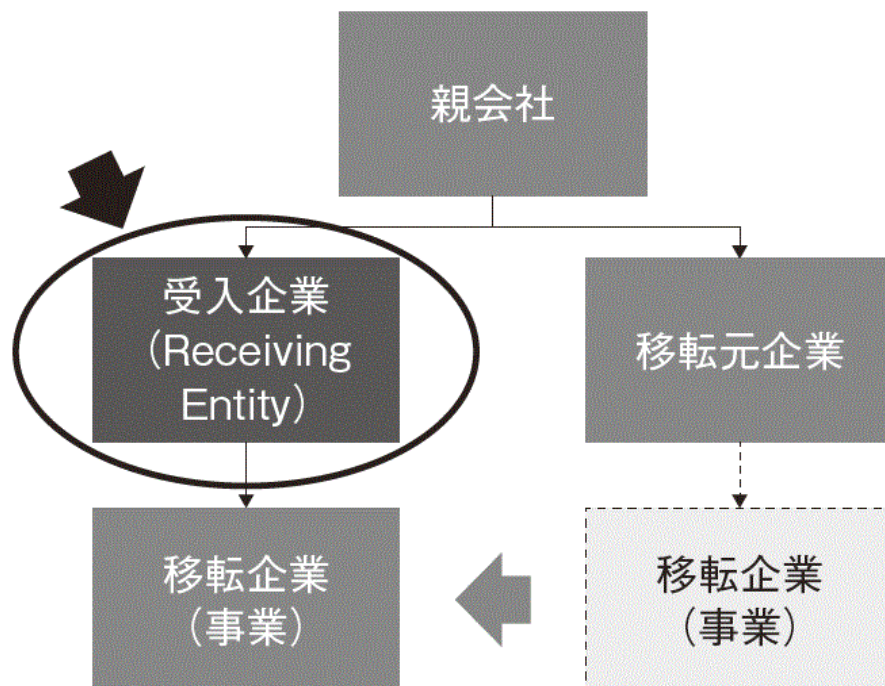
受入企業の親会社 (支配株主)：自身の情報ニーズを満たすために、受入企業の財務諸表のみに依存しない。

既存の非支配株主 (non-controlling shareholders)：取引は、彼らの既存持分の価値に影響を与える可能性がある。受入企業の残余持分リスク (residual equity risks) に晒されている。

融資者及び他の債権者：取引は、既存持分の回収可能性に影響を与える可能性がある。受入企業の流動性リスクに晒されている。

将来の株式投資家：取引時点で結合する受入企業について既存の持分はない。投資意思決定は、受入企業のみに対して行うのではなく、移転企業を含む受入企業に対して行われる。

**【図表1】 共通支配下の企業結合における受入企業の位置づけ (2019年3月のIASBスタッフ・ペーパーの抜粋・一部加工)**



プロジェクトでは、IFRS 第3号に規定されている取得法を基礎とした方法を開発するとともに、これらの受入企業の財務諸表の主要な利用者の存在を加味したアプローチを検討すべきという意見がありました。このため、受入企業の非支配株主に影響を及ぼす共通支配下の企業結合について有用な情報を提供するために当該取得法をどのように修正すべきかについて検討されてきました。例えば、非支配株主に影響を与えるすべての取引に現在価額アプローチを適用することは適切ではない可能性があります。また、非支配株主が存在するすべてのシナリオにおいて現在価額アプローチを要求することは、ストラクチャリングの機会を引き起こす可能性もあります。現在価額アプローチをこれらの非支配株主に影響を与える取引に常に適用するかあるいは一部に適用するかについてポイントを整理すると図表2の通りになります。

**【図表2】取得法に基づく現在価額アプローチを常に適用する場合と一部に適用する場合の比較**

	取得法に基づく現在価額アプローチ	
	常に適用する場合	一部に適用する場合

<p>主要な利用者 に対する 有用な情報提 供</p>	<p>すべての非支配株主に現在価額の情報が提供される。</p>	<p>一部の非支配株主は現在価額の情報が提供されず、必要な情報が不足する可能性がある。</p>
<p>コストとベネ フィット の関係</p>	<p>現在価額の情報は常にコストに見合った有用性があるとは限らず、状況によっては不要である場合も考えられる（例：重要な非支配株主を持つ公的企業と、主要な経営幹部（非支配株主）に少数のストック・オプションのみが発行されている非公開企業では、状況が異なる可能性）。</p>	<p>現在価額を測定するコストが抑えられる。</p>
<p>複雑性</p>	<p>単純。ただし、非支配株主に影響を与えない他の共通支配下の企業結合には異なるアプローチが必要な可能性がある。</p>	<p>単一の方法を適用するよりも複雑である。</p>
<p>ストラクチャ リングの 機会</p>	<p>ストラクチャリングの機会を引き起こす可能性がある。（例：非支配株主として少数の従業員にストック・オプションを発行することにより（その結果、非支配株主に影響がある取引に該当）、現在価額アプローチを適用することを選択。）</p>	<p>ストラクチャリングの機会を狭める。</p>

そこで、IASB では、共通支配下の企業結合に関する公表予定のディスカッション・ペーパーでは、以下のことを示すべきと暫定決定しました。

プロジェクトの範囲に含まれるすべての取引に対して単一の測定アプローチを提案すべきではない。

IFRS 第3号に規定された取得法に基づく現在価額アプローチを、本プロジェクトの範囲に含まれる取引のうち受入企業の非支配株主に影響を与える取引について要求するという予備的見解を示すべきである。ただし、受入企業の資本性金融商品が公開市場（国内又は外国の株式市場又は店頭市場）で取引されておらず、かつ、次の条件のいずれかに当てはまる場合を除く。

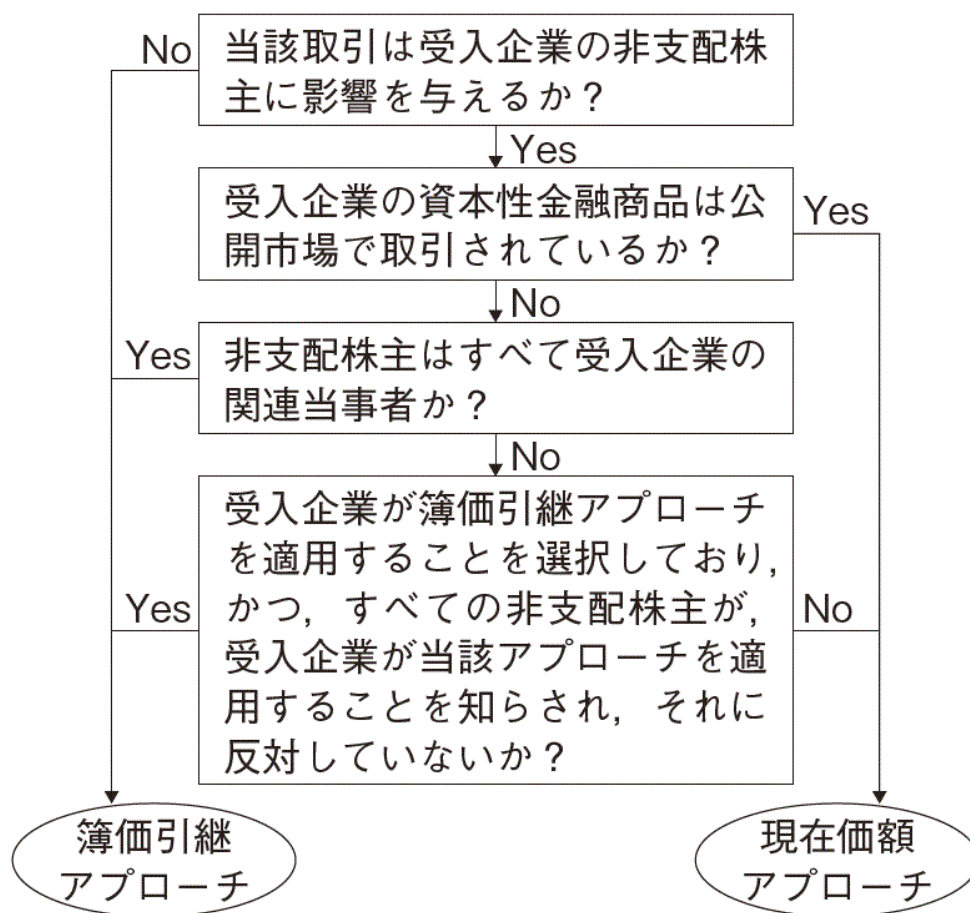
- a. すべての非支配株主が受入企業の関連当事者であること

b. 受入企業が簿価引継アプローチを適用することを選択しており、かつ、すべての非支配株主が、受入企業が当該アプローチを適用することを知らされ、それに反対していないこと

本プロジェクトの範囲に含まれる上記以外のすべての取引に対して簿価引継アプローチを提案すべきである。

これらをフローチャートで示すと図表3の通りになります。

【図表3】 IASB が提案する簿価引継アプローチ又は現在価額アプローチ判定フロー (2019年9月のIASB updateの抜粋・一部加工)



また、簿価引継アプローチを適用する場合、受入企業は、共通支配下の企業結合で移転された資産及び負債の認識及び測定を、受入企業の親会社の財務諸表に含まれていた移転企業（図表1参照）の帳簿価額ではなく、移転企業の財務諸表に含まれていた帳簿価額で行うべきであると暫定的に決定しました。また、企業結合後の受入企業の財務諸表における

結合前の移転企業の情報の開示については、移転企業（事業）及び受入企業が常に結合していたかのような情報が財務諸表の利用者には有用性ではあるものの、（特に事業については）情報を改めて作成しなければならない場合を考慮し、受入企業のみ提供すべきであると暫定決定しました。

【図表 4】 IASB が提案する結合前の情報の開示イメージ（2019 年 10 月の IASB スタッフ・ペーパーの抜粋・一部加工）

	受入企業 A		移転企業 B		e	連結財務諸表	
	a	b	c	d		f=a	g=b+d+e
	20X1	20X2	20X1	20X2	連結調整	20X1 Aのみ	20X2 A+B
資産(純額)	400	670	110	115	(200)	400	585
資本金	100	300	20	20	(20)	100	300
利益剰余金	300	370	90	95	(180)	300	285
資本合計	400	670	110	115	(200)	400	585
収益	700	770	80	150	(80)	700	840
費用	(650)	(700)	(70)	(135)	70	(650)	(765)
当期利益	50	70	10	15	(10)	50	75

#### 4. 今後の予定

IASB は、簿価引継アプローチをどのように適用すべきかについての議論を完了し、今後の会議で、取得法を本プロジェクトの範囲に含まれる取引について修正すべきかどうか及びどのように修正すべきかについて並びにどのような情報を財務諸表注記において提供すべきかについて議論する予定です。そのうえで 2020 年上期にディスカッション・ペーパーを公表する予定です。